

出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等について

1. 概要

政府においては、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという考え方の下、[「地域主権戦略大綱」](#)（平成22年6月22日閣議決定）及び[「アクション・プラン」](#)（平成22年12月28日閣議決定）に基づき、国の出先機関の原則廃止に向けた取組を進めております。

そのうち、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する取組については、「アクション・プラン」において「全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組み」とされ、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、四国、九州各地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所（四国は経済産業局のみ）を当面の移譲対象候補として検討が進められてきており、昨年12月26日に開催された第15回地域主権戦略会議において[「広域的实施体制の枠組み（方向性）」](#)が了承されています。

さらに、今般、4月27日の地域主権戦略会議で、[「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」](#)（別添1）が了承され、今後、制度の詳細が検討されることとなっております。

これを受けて、当面の移譲対象候補となる経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の個別作用法の事務・権限で個別作用法に出先機関への委任の規定のあるものについて、事務区分（自治事務や法定受託事務）や国の関与（同意、許可・認可・承認、指示等）を始めとする諸課題について具体的に検討を進めるべく、[「当てはめ修正試案（※4月27日に開催されました地域主権戦略会議で了承された「基本構成」に沿って内閣府で整理を行ったもの）」](#)（別添2）を作成させていただきました。

また、個別作用法の事務・権限で個別作用法に出先機関への委任規定のないものについても、移譲措置の検討を進めることとなっております（[個別作用法では出先機関の長に事務の委任がされていないが、訓令、通達、組織規則などで出先機関が実質的に大臣の事務・権限を行使しており、広域的实施体制に移譲する必要があると考えられる事務（別添3）](#)（※現在整理できている範囲で情報提供させていただきます。追加情報については、追って下記地域主権改革のホームページに掲載させていただきます。））。

今後、更に検討を進め、平成24年通常国会に関係法案を提出する予定ですが、国民の皆様のお考えを広くお伺いさせていただきたいと考えておりますので、意見募集を行うこととしたものです。

2. 意見募集をする資料

- [「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」](#)（別添1）

- 「「当てはめ修正試案（※4月27日に開催されました地域主権戦略会議で了承された「基本構成」に沿って内閣府で整理を行ったもの）」（別添2）
- 個別作用法では出先機関の長に事務の委任がされていないが、訓令、通達、組織規則などで出先機関が実質的に大臣の事務・権限を行使しており、広域的实施体制に移譲する必要があると考えられる事務（別添3）（※現在整理できている範囲で情報提供させていただきます。追加情報については、追って下記地域主権改革のホームページに掲載させていただきます。）

3. 参考資料

- 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）（抄）
- アクション・プラン（平成22年12月28日閣議決定）
- 広域的实施体制の枠組み（方向性）（平成23年12月26日第15回地域主権戦略会議了承）
- 作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について（平成24年2月9日第5回「アクション・プラン」推進委員会資料）
- 作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」に対する各省の回答（平成24年2月9日第5回「アクション・プラン」推進委員会資料）
- 「当てはめ修正試案」に対する各省の回答

※地域主権戦略会議等におけるこれまでの出先機関の原則廃止に向けた議論については、下記地域主権改革のホームページ参照。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/index.html>